規格番号: JIS C 9335-2-64:2024

				技術基準	該当		規格	補足
	条項	ĺ	タイトル	条文	100	項目番号	規定タイトル・概要	
第	=	条	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体	■該当	箇条4	箇条4 一般要求事項(JIS C 9335-1(以下、第1部)の規定	
第	1	項		に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与える	□非該当		による。)	
				おそれがないよう設計されるものとする。			機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人	
							体及び/又は周囲に危害をもたらさないように安全に機	
							能する構造でなければならない。	
第	=	条	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保す	■該当		第1部の第二条第2項に該当する規定によるほか、次によ	
第	2	項		るために、形状が正しく設計され、組立てが	□非該当		る。	
				良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。		<b>箇条20</b>	箇条20 安定性及び機械的危険	
						20.2	20.2 機器の動作範囲内の危険ゾーンを保護するカバーな	
							どは、危険にならない場合にだけ、着脱可能なものでなけ	
							ればならない。	
						20.101	20.101 解除すると危険が生じる可能性がある固定装置	
							は、偶発的に解除されない構造でなければならない。	
						20.102	20.102 取付け可能な附属品などの機能部品の取付装置	
							は、意図せずに緩んではならない。	
						20.105	20.105 スイッチは、使用者の手が容易に届く範囲内に配	
							置しなければならない。	
						20.106	20.106 スライド送りテーブル、調理物ホルダ、ストップ	
							プレート (ゲージプレート) 及びこれらと類似の装置は、	
							動作範囲内で安全に動作しなければならない。	
						20.112	20.112 機器は、着脱可能な部分を取り付けなくても又は	

規格番号: JIS C 9335-2-64:2024

		技術基準	該当		規格	
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					間違った位置に取り付けても、危険が生じない構造でな	
					ければならない。	
				<b>箇条22</b>	箇条22 構造	
				22.103	22.103 排水コック及びこれと類似の高温液体用の排出装	
					置は、それらが不用意に開くおそれがない構造でなけれ	
					ばならない。	
				22.105	22.105 電源を必要とする附属品は、機器からその電源を	
					引き出せなければならない。	
				22.106	22.106 機器は潤滑剤、研磨剤及びこれらと類似のものが、	
					食材と接触するおそれがない構造でなければならない。	
				22.109	22.109 機器は、食品又は液体が電気的故障又は機械的故	
					障を引き起こすおそれのある場所に侵入するのを防止す	
					る構造でなければならない。	
				<b>箇条25</b>	箇条25 電源接続及び外部可とうコード	
				25.1	25.1 固定配線に恒久的に接続することを意図した機器以	
					外の機器は、次のいずれかの電源への接続手段をもって	
					いなければならない。	
					- 差込プラグ付きの電源コード	
					- コンセントに直接差し込むピン	
				25.3	25.3 ローラ若しくはキャスタ又はこれらと類似の手段を	
					備えておらず、固定配線に恒久的に接続することを意図	

規格番号: JIS C 9335-2-64:2024

				技術基準	該当	規格		補足
	条項	ĺ	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
							し、質量が40 kgを超える機器は、製造業者の据付説明書	
							に従って設置した後に、電源コードが接続可能な構造で	
							なければならない。	
第	三	条	安全機能を有	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状	■該当		第1部の第三条第1項に該当する規定によるほか、次によ	
第	1	項	する設計等	態の発生を防止するとともに、発生時にお	□非該当		<b></b> ්	
				ける被害を軽減する安全機能を有するよう		箇条20	箇条20 安定性及び機械的危険	
				設計されるものとする。		20.110	20.110 運動エネルギーが200Jを超える回転ドラムをもつ	
							食品洗浄機及び食品乾燥機は、カバーが開いた状態のと	
							きには機器が始動しないインタロック付きカバーを備え	
							なければならない。	
						20.114	20.114 ビーンミキサは、手によって電源を入れた状態に	
							維持するスイッチをもたない場合、ヘッドが支持面から	
							規定の値より高く持ち上げられたとき、自動的に電源が	
							遮断されなければならない。	
						箇条22	箇条22 構造	
						22.101	22.101 多相機器の場合、温度過昇防止装置は、電源から	
							全極遮断するものでなければならない。	
							単相機器の場合、温度過昇防止装置は、1極以上を遮断す	
							るものでなければならない。	
						22.113	22.113 車輪又はこれと類似の手段を取り付けた機器は、	
							機器が静止している間、それをロックするための有効な	

規格番号: JIS C 9335-2-64:2024

				技術基準	該当	規格		補足
	条項		タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
							手段を備えなければならない。	
第	三	条	安全機能を有	電気用品は、前項の規定による措置のみに	■該当		第1部の第三条第2項に該当する規定によるほか、次によ	
第	2	項	する設計等	よってはその安全性の確保が困難であると	□非該当		<b>ప</b> .	
				認められるときは、当該電気用品の安全性		箇条7	箇条7表示、及び取扱説明又は据付説明	
				を確保するために必要な情報及び使用上の		7.12	7.12 取扱説明書には、誤使用に対する警告、及び清掃の	
				注意について、当該電気用品又はこれに付			ため切刃を扱うときには注意する旨を記載しなければな	
				属する取扱説明書等への表示又は記載がさ			らない。	
				れるものとする。			手持形のブレンダ及び泡立て機の取扱説明書には、これ	
							らの機器が調理物と接触しないときの使用に対する警告	
							を記載しなければならない。	
							フードプロセッサの取扱説明書には、切刃を取り扱うと	
							き、特に刃をボウルから外すとき、ボウルを空にするとき	
							及び清掃中は、注意が必要である旨を記載しなければな	
							らない。	
							スライス機の取扱説明書には、刃の組立て及び取外しに	
							関する詳細、並びにその刃を機器に取り付けた状態で刃	
							を清掃するときはスライス厚さ調節プレート又はガード	
							プレートをゼロ位置に設定する旨を記載しなければなら	
							<i>†&amp;\</i> \°	
							取扱説明書には、機器に用いるのに適した外付けの研ぎ	
							装置の識別、及びその研ぎ器だけを用いる旨を記載しな	

規格番号: JIS C 9335-2-64:2024

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文	₽X-I	項目番号	規定タイトル・概要	
					ければならない。	
				7.102	7.102 手で給水又は手動の水栓で給水する容器は、指示レ	
					ベルを表示しなければならない。	
				箇条25	箇条25 電源接続及び外部可とうコード	
				25.3	25.3 X形取付けを使用する機器の取扱説明書には、使用す	
					る電源コードの寸法及び種類を記載しなければならな	
					V <sub>0</sub>	
第 四 条	供用期間中に	電気用品は、当該電気用品に通常想定され	■該当		第1部の第四条に該当する規定によるほか、次による。	
	おける安全機	る供用期間中、安全機能が維持される構造	□非該当	箇条23	箇条23 内部配線	
	能の維持	であるものとする。		23.3	23.3 自動温度調節器のキャピラリチューブが、通常使用	
					時に屈曲を受ける可能性がある場合には、屈曲試験後、キ	
					ャピラリチューブは、この規格で許容しない損傷の兆候	
					及びその後の使用を妨げる損傷があってはならない。	
				箇条28	箇条28 ねじ及び接続	
				28.4	28.4 機械的接続及び電気的接続を行うねじは、操作上の	
					応力及び接触部の腐食によるねじ組立部の緩みによっ	
					て、接触圧力が明らかなほど変化しないような構造でな	
					ければならない。	
第 五 条	使用者及び使	電気用品は、想定される使用者及び使用さ	■該当		第1部の第五条に該当する規定によるほか、次による。	
	用場所を考慮	れる場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又	□非該当	箇条6	箇条6 分類	
	した安全設計	は物件に損傷を与えるおそれがないように		6.1	6.1 手持形機器は、感電に対する保護に関し、クラスII又	

規格番号: JIS C 9335-2-64:2024

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文	100	項目番号	規定タイトル・概要	
		設計され、及び必要に応じて適切な表示を			はクラスⅢのいずれかでなければならない。	
		されているものとする。			手持形機器以外の機器は、感電に対する保護に関し、クラ	
					ス01、クラス1、クラス11又はクラス111のいずれかでなけれ	
					ばならない。	
				6.2	6.2 機器の水の有害な浸入に対する保護等級は、IPX1以	
					上でなければならない。	
第六条	耐熱性等を有	電気用品には、当該電気用品に通常想定さ	■該当		第1部の第六条に該当する規定によるほか、次による。	
	する部品及び	れる使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁	□非該当	箇条25	箇条25 電源接続及び外部可とうコード	
	材料の使用	性等を有する部品及び材料が使用されるも		25.7	25.7 電源コードは、次のいずれかのタイプでなければな	
		のとする。			らない。	
					- オーディナリークロロプレン又はその他の合成エラ	
					ストマーシース付きコードと同等以上の特性をもつ耐油	
					性の可とう被覆ケーブル	
					- 絶縁体又は外装に、クロロプレンゴム混合物又はクロ	
					ロスルホン化ポリエチレンゴム混合物を用いたキャブタ	
					イヤケーブル	
				箇条28	箇条28 ねじ及び接続	
				28.1	28.1 炭素鋼製及び合金鋼製のねじ並びに耐食ステンレス	
					鋼製のねじは、該当する規格に適合しなければならない。	
第七条	感電に対する	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に	■該当		第1部の第七条第1号に該当する規定によるほか、次によ	
第 1 号	保護	応じ、感電のおそれがないように、次に掲げ	□非該当		<b>ర</b> .	

規格番号: JIS C 9335-2-64:2024

		技術基準			該当		規格	補足
	条环	頁	タイトル	条文	₽X-II	項目番号	規定タイトル・概要	
				る措置が講じられるものとする。		箇条22	箇条22 構造	
				一 危険な充電部への人の接触を防ぐとと		22.107	22.107 可搬形機器は、小さな物体が侵入して充電部に接	
				もに、必要に応じて、接近に対しても適切に			触するような底面の開口部があってはならない。	
				保護すること。				
第	七	条	感電に対する	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさない	■該当		第1部の第七条第2号に該当する規定によるほか、次によ	
第	2	号	保護	ように抑制されていること。	□非該当		<b>వ</b> .	
						箇条13	箇条13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧	
						13.2	13.2 規定する時間機器を運転した後、漏えい電流は、規	
							定の値以下でなければならない。	
						箇条16	箇条16 漏えい電流及び耐電圧	
						16.2	16.2 規定の試験電圧を加えた後、漏えい電流は、規定の	
							値を超えてはならない。	
						箇条27	箇条27 接地の手段	
						27.2	27.2 据置形機器で、外部等電位ボンディング導体を接続	
							するための端子を備えている場合には、その端子は、機器	
							の全ての固定した露出金属部分と有効な電気的接触をし	
							ていなければならない。	
第	八	条	絶縁性能の保	電気用品は、通常の使用状態において受け	■該当		第1部の第八条に該当する規定によるほか、次による。	
			持	るおそれがある内外からの作用を考慮し、	□非該当	箇条15	箇条15 耐湿性等	
				かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保		15.101	15.101 給水又は清掃のために水栓を備えている機器は、	
				たれるものとする。			水栓からの水が充電部に接触しない構造でなければなら	

規格番号: JIS C 9335-2-64:2024

			技術基準	該当		規格	補足
	条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	1
						ない。	
					箇条22	箇条22 構造	1
					22.104	22.104 機器から液体を排出するための手段は、電気絶縁	
						に悪影響を及ぼさない方法で液体を放出することが可能	
						でなければならない。	
					箇条29	箇条29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁	1
					29.2	29.2 機器が通常使用中に絶縁物によって囲われていない	
						ため、又は絶縁物を設置していないため、汚染にさらされ	
						る可能性がある場合には、ミクロ環境は汚損度3であっ	
						て、その絶縁物の比較トラッキング指数 (CTI) は規定の	
						値以上でなければならない。	
第	九条	火災の危険源	電気用品には、発火によって人体に危害を	■該当	箇条11	箇条11 温度上昇	1
		からの保護	及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれが	□非該当	11.1	11.1 機器及びその周囲は、通常使用状態において過度の	
			ないように、発火する温度に達しない構造			温度になってはならない。(第1部の規定による。)	
			の採用、難燃性の部品及び材料の使用その		箇条19	箇条19 異常下における動作	
			他の措置が講じられるものとする。		19.1	19.1 機器は、異常下における動作又は不注意による動作	
						によって、火災の危険に対する保護に影響を及ぼす機械	
						的損傷を、可能な限り未然に防止可能な構造でなければ	
						ならない。(第1部の規定による。)	
					箇条30	箇条30 耐熱性及び耐火性	
					30.2	30.2 非金属製の部分は、十分な耐着火性及び耐延焼性を	

規格番号: JIS C 9335-2-64:2024

		技術基準	該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					もっていなければならない。(第1部の規定による。)	
第 十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人	■該当	箇条11	箇条11 温度上昇	
		体に危害を及ぼすおそれがある温度となら	□非該当	11.1	11.1 機器及びその周囲は、通常使用状態において過度の	
		ないこと、発熱部が容易に露出しないこと			温度になってはならない。(第1部の規定による。)	
		等の火傷を防止するための設計その他の措		箇条22	箇条22 構造	
		置が講じられるものとする。		22.13	22.13 通常使用状態でハンドルをつかんだときに、通常使	
					用時に短時間だけ保持するハンドルについての規定値を	
					超える温度上昇部分が操作者の手に接触しないような構	
					造でなければならない。(第1部の規定による。)	
第十一条	機械的危険源	電気用品には、それ自体が有する不安定性	■該当		第1部の第十一条1項に該当する規定によるほか、次によ	
第 1 項	による危害の	による転倒、可動部又は鋭利な角への接触	□非該当		る。	
	防止	等によって人体に危害を及ぼし、又は物件		箇条20	箇条20 安定性及び機械的危険	
		に損傷を与えるおそれがないように、適切		20.102	20.102 危険になる可能性がある被駆動軸は、動作範囲内	
		な設計その他の措置が講じられるものとす			を除き、偶発的な接触に対して適切に保護しなければな	
		る。			らない。	
				20.103	20.103 通常使用時に傾斜するような構造の機器又は機器	
					の部分は、危険を生じてはならない。電源が遮断された場	
					合でも、全ての位置からの偶発的な傾斜を防止しなけれ	
					ばならず、機器の部分が完全に傾いたとき、緩衝位置を除	
					いて、傾斜した部分と機器との間に危険な圧砕ゾーンが	
					あってはならない。	

規格番号: JIS C 9335-2-64:2024

		技術基準	該当		補足	
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				20.107	20.107 取付け可能な附属品を取り付けないと動作させる	
					ことが不可能な場合を除き、取付け可能な附属品とかみ	
					合う被駆動軸の装置は、偶発的な接触を防止しなければ	
					ならない。	
				20.108	20.108 丸のこは、加工物をセットすることによって、必	
					要なときに限り動作範囲のカバーが開き、運転サイクル	
					が終了すると自動的に動作範囲が再び覆われるカバーを	
					備えなければならない。	
				20.109	20.109 手持形ブレンダの刃は、上部からは完全に遮蔽し、	
					かつ、回転中は平らな面に接触することが可能であって	
					はならない。	
				20.111	20.111 カバー又は蓋を開けたとき可触となる危険な運動	
					部分は、カバー又は蓋を開けてから又は外してから2秒間	
					以内に停止しなければならない。	
				20.113	20.113 手持形泡立て機は、誤って手が工具部に滑り込む	
					ことを防止するためのガードを備えなければならない。	
				20.115	20.115 皮むき機から調理物を取り出すとき、危険のおそ	
					れがあってはならない。	
				20.116	20.116 スライス機は、使用中、安定していなければなら	
					ない。	
				20.117	20.117 スライス機の刃は、適切に保護しなければならな	

規格番号: JIS C 9335-2-64:2024

	技術基準			規格		補足
条項	タイトル	条文	該当	項目番号	規定タイトル・概要	
					<i>۷</i> %	
				20.119	20.119 帯形の骨切のこの危険な運動部分は、適切に保護	
					しなければならない。	
第十一条	機械的危険源	2 電気用品には、通常起こり得る外部か	■該当		第1部の第十一条第2項に該当する規定によるほか、次に	
第 2 項	による危害の	らの機械的作用によって生じる危険源によ	□非該当		よる。	
	防止	って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷		箇条21	箇条21 機械的強度	
		を与えるおそれがないように、必要な強度		21.101	21.101 機械的危険に対する保護に必要な、着脱可能な部	
		を持つ設計その他の措置が講じられるもの			分及び着脱できない部分は、ひずみに対して適切な抵抗	
		とする。			性をもたなければならない。	
第十二条	化学的危険源	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学	■該当	箇条19	箇条19 異常下における動作	
	による危害又	物質が流出し、又は溶出することにより、人	□非該当	19.13	19.13 試験中に、危険な量の有毒性のガスが機器から漏れ	
	は損傷の防止	体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与え			てはならない。(第1部の規定による。)	
		るおそれがないものとする。		<b>箇条22</b>	箇条22 構造	
				22.22	22.22 機器は、アスベストを含んではならない。 (第1部	
					の規定による。)	
				22.23	22.23 機器には、ポリ塩化ビフェニル (PCB) を含んだ油	
					を用いてはならない。(第1部の規定による。)	
				22.41	22.41 機器は、ランプを除き、水銀を含む部品を組み込ん	
					ではならない。(第1部の規定による。)	
				<b>箇条32</b>	箇条32 放射、毒性及びこれらと類似の危険性	
				32.1	32.1 機器は、通常使用中の動作による毒性その他これに	

規格番号: JIS C 9335-2-64:2024

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					類する危険があってはならない。(第1部の規定による。)	
第十三条	電気用品から	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれの	■該当	箇条32	箇条32 放射、毒性及びこれらと類似の危険性	
	発せられる電	ある電磁波が、外部に発生しないように措	□非該当	32.1	32.1 機器は、有害な放射を発生してはならない。(第1部	
	磁波による危	置されているものとする。			の規定による。)	
	害の防止			32.2	32.2 機器は、通常使用での動作によって、光放射による	
					危険を引き起こしてはならない。(第1部の規定による。)	
第十四条	使用方法を考	電気用品は、当該電気用品に通常想定され	■該当	箇条19	箇条19 異常下における動作	
	慮した安全設	る無監視状態での運転においても、人体に	□非該当	19.1	19.1 機器は、異常下における動作又は不注意による動作	
	計	危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるお			によって、火災の危険、及び安全性又は感電に対する保護	
		それがないように設計され、及び必要に応			に影響を及ぼす機械的損傷を、可能な限り未然に防止可	
		じて適切な表示をされているものとする。			能な構造でなければならない。(第1部の規定による。)	
				箇条22	箇条22 構造	
				22.40	22.40 遠隔操作用の機器には、機器の動作を停止させるた	
					めのスイッチを取り付けなければならない。 (第1部の規	
					定による。)	
				22.49	22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、	
					機器が始動できないようにしなければならない。(第1部	
					の規定による。)	
				22.50	22.50 機器内に組み込んだ制御装置がある場合、それが遠	
					隔操作によって操作される制御装置よりも優先される構	
					造でなければならない。(第1部の規定による。)	

規格番号: JIS C 9335-2-64:2024

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文	<b>以</b> 曰	項目番号	規定タイトル・概要	
				22.51	22.51 機器上には、機器が遠隔操作用に調節されているこ	
					とを示す視覚的表示がなければならない。(第1部の規定	
					による。)	
				22.62	22.62 公衆のネットワークを介した遠隔通信は、この規格	
					への適合を損なってはならない。(第1部の規定による。)	
第十五条	始動、再始動	電気用品は、不意な始動によって人体に危	■該当		第1部の第十五条第1項に該当する規定によるほか、次に	
第 1 項	及び停止によ	害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそ	□非該当		よる。	
	る危害の防止	れがないものとする。		箇条9	箇条9 モータ駆動機器の始動	
				9.101	9.101 機器に組み込まれたモータは、始動が遅延すると危	
					険が生じる可能性がある場合、3秒間以内に始動しなけれ	
					ばならない。	
				箇条20	箇条20 安定性及び機械的危険	
				20.105	20.105 始動スイッチは、偶発的な操作によって危険が生	
					じる可能性がある場合、偶発的に操作できないように保	
					護しなければならない。	
				箇条22	箇条22 構造	
				22.112	22.112 始動及び停止機能のための一つのデバイス又は個	
					別のデバイスをもつ機器の場合、停止機能は、常に、始動	
					機能に優先しなければならない。	
第十五条	始動、再始動	電気用品は、動作が中断し、又は停止したと	■該当		第1部の第十五条第2項に該当する規定によるほか、次に	
第 2 項	及び停止によ	きは、再始動によって人体に危害を及ぼし、	□非該当		よる。	

規格番号: JIS C 9335-2-64:2024

技術基準			該当		規格	
条項	タイトル	条文	₽% ⊐	項目番号	規定タイトル・概要	
	る危害の防止	又は物件に損傷を与えるおそれがないもの		箇条20	箇条20 安定性及び機械的危険	
		とする。		20.111	20.111 機器は、再びカバー又は蓋を閉めたとき、危険を	
					生じる可能性がない場合を除き、自動的に再始動が可能	
					であってはならない。	
				<b>箇条22</b>	箇条22 構造	
				22.101	22.101 偶発的に始動することが危険を引き起こす可能性	
					があるモータの温度過昇防止装置は、非自己復帰形のト	
					リップフリーのものでなければならない。	
				22.111	22.111 機器は、再始動によって運動部分による機械的危	
					険、高温部分又は高温の液体による温度的危険などの危	
					険を生じる可能性がある場合、一時的に遮断した後に電	
					源を再接続するときに、自動的に再始動してはならない。	
				22.112	22.112 始動及び停止機能のための一つのデバイス又は個	
					別のデバイスをもつ機器の場合、停止機能は、常に、始動	
					機能に優先しなければならない。	
第十五条	始動、再始動	電気用品は、不意な動作の停止によって人	■該当		第1部の第十五条第3項に該当する規定によるほか、次に	
第 3 項	及び停止によ	体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与え	□非該当		よる。	
	る危害の防止	るおそれがないものとする。		箇条9	箇条9 モータ駆動機器の始動	
				9.101	9.101 冷却ファンのモータは、使用時に発生する可能性が	
					ある全ての電圧状態の下で始動しなければならない。	
第十六条	保護協調及び	電気用品は、当該電気用品を接続する配電	■該当	箇条10	箇条10 入力及び電流	

規格番号: JIS C 9335-2-64:2024

技術基準			該当		規格		
条項	タイトル	条文	µ∧.⊐	項目番号	規定タイトル・概要		
	組合せ	系統や組み合わせる他の電気用品を考慮	□非該当	10.2	10.2 機器に定格電流が表示されている場合、通常動作温		
		し、異常な電流に対する安全装置が確実に			度における電流は、定格電流から、規定の許容値を超える		
		作動するよう安全装置の作動特性を設定す			差があってはならない。(第1部の規定による。)		
		るとともに、安全装置が作動するまでの間、		箇条19	箇条19 異常下における動作		
		回路が異常な電流に耐えることができるも		19.1	19.1 機器は、異常下における動作又は不注意による動作		
		のとする。			によって、火災の危険、及び安全性又は感電に対する保護		
					に影響を及ぼす機械的損傷を、可能な限り未然に防止可		
					能な構造でなければならない。(第1部の規定による。)		
				19.11	19.11 ヒューズを作動させることによって、故障状態の下		
					での機器の安全性を確保する場合は、規定の試験に適合		
					しなければならない。(第1部の規定による。)		
				箇条25	箇条25 電源接続及び外部可とうコード		
				25.8	25.8 規定の規格に適合するコード又はキャブタイヤケー		
					ブル以外の電源コードの導体は、規定の値以上の公称断		
					面積をもつものでなければならない。 (第1部の規定によ		
					る。)		
第十七条	電磁的妨害に	電気用品は、電気的、磁気的又は電磁的妨害	■該当	箇条19	箇条19 異常下における動作		
	対する耐性	により、安全機能に障害が生じることを防	□非該当	19.1	19.1 電子回路は、故障状態になっても、機器が感電、火		
		止する構造であるものとする。			災、傷害又は危険な誤動作を起こさないように設計し、使		
					用しなければならない。(第1部の規定による。)		
				19.11.4	19.11.4 保護電子回路を組み込んでいる機器は、イミュニ		

規格番号: JIS C 9335-2-64:2024

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					ティ試験に適合しなければならない。(第1部の規定によ	
					る。)	
				19.13	19.13 機器は、危険な誤動作を起こしてはならず、また、	
					機器が動作可能である場合、保護電子回路の故障があっ	
					てはならない。(第1部の規定による。)	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送	■該当	_	_	J55014-1 等の別
		受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑	□非該当			規格で規定され
		音を発生するおそれがないものとする。				ている。
第十九条	表示等(一般)	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上	■該当		第1部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。	
		の注意 (家庭用品品質表示法 (昭和三十七年	□非該当	箇条22	箇条22 構造	
		法律第百四号)によるものを除く。) を、見		22.102	22.102 危険、警告又はこれらと類似の状況を示すための	
		やすい箇所に容易に消えない方法で表示さ			表示灯、スイッチ又は押しボタンの色は、赤でなければな	
		れるものとする。			らない。	
第二十条	表示等(長期	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規	□該当	_	_	扇風機及び換気
第 1 号	使用製品安全	定によるほか、当該各号に定めるところに	■非該当			扇は、当該規格
	表示制度によ	よる。				の適用範囲に含
	る表示)	一 扇風機及び換気扇(産業用のもの又は				まれないため、
		電気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のも				非該当が妥当と
		のに限り、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼				考える。
		ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい				
		箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消え				

規格番号: JIS C 9335-2-64:2024

技術基準			該当	規格 該当		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		ない方法で、次に掲げる事項を表示するこ				
		と。				
		(イ) 製造年				
		(ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製				
		品安全法 (昭和四十八年法律第三十一号) 第				
		三十二条の三第一項第一号に規定する設計				
		標準使用期間をいう。以下同じ。)				
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用				
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故				
		に至るおそれがある旨。				
第二十条	表示等(長期	二 電気冷房機(産業用のものを除く。) 機	□該当	_	_	電気冷房機は、
第 2 号	使用製品安全	器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、	■非該当			当該規格の適用
	表示制度によ	かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事				範囲に含まれな
	る表示)	項を表示すること。				いため、非該当
		(イ) 製造年				が妥当と考え
		(ロ) 設計上の標準使用期間				る。
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用				
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故				
		に至るおそれがある旨。				
第二十条	表示等(長期	三 電気洗濯機(産業用のもの及び乾燥装	□該当	_	_	電気洗濯機及び
第 3 号	使用製品安全	置を有するものを除く。)及び電気脱水機	■非該当			電気脱水機は、

規格番号: JIS C 9335-2-64:2024

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文	PA =	項目番号	規定タイトル・概要	
	表示制度によ	(電気洗濯機と一体となっているものに限				当該規格の適用
	る表示)	り、産業用のものを除く。) 機器本体の見				範囲に含まれな
		やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易				いため、非該当
		に消えない方法で、次に掲げる事項を表示				が妥当と考え
		すること。				る。
		(イ) 製造年				
		(ロ) 設計上の標準使用期間				
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用				
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故				
		に至るおそれがある旨。				
第二十条	表示等(長期	四 テレビジョン受信機(ブラウン管のも	□該当	_	_	テレビジョン受
第 4 号	使用製品安全	のに限り、産業用のものを除く。) 機器本	■非該当			信機は、当該規
	表示制度によ	体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、か				格の適用範囲に
	る表示)	つ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項				含まれないた
		を表示すること。				め、非該当が妥
		(イ) 製造年				当と考える。-
		(ロ) 設計上の標準使用期間				
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用				
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故				
		に至るおそれがある旨。				